主 文 被告人を懲役5年に処する。 未決勾留日数中90日をその刑に算入する。 理 中

(犯行に至る経緯)

で接告人は、高校を卒業後、神奈川県等で稼働した後、平成5年ころ、肩書住所地の実家に戻り、実父A及び実母Bと3人で生活していたが、被告入は、以前を各人で生活していたが、被告浸りの生活を多く、可能をのまるのが悪かった上、平成8年ころから仕事にも就かず酒浸りの生活を100年では、以来、何かとAに対して暴力や暴力沙汰に及らから、日本が実技で甘えているだけではないなどと疑力をあらるでは、Aが演技で甘えているだけではないなどと疑力を持ちるになってからは、Aが演技で甘えているだけではないなどと疑力を持ちるとになってからは、Aが演技で甘えているだけではないなどと疑力を見るといるとに対してより、では、その介護に当たっていたが、平成13年7月25日、足を自分にないないのでは、その介護に当たったが、平成13年7月25日には、その介護に当たのでは、その介護を打擲したり、間でといるでは、その手や頭部、顔面等を打擲したり、間にといるといるといた。一方、日は、その手や頭部、顔面等を打擲したりは、まずに対し、対きを進めており、間には、その人は、その人間では、その人間では、一方、日には同施設への入所が予定されていた。

(罪となるべき事実)

被告人は、同月15日、起床後焼酎を飲んでからAの排泄や食事の世話をしたが、相変わらずAの動作が鈍く、被告人の指示に従わないことに苛立ちを募らせ、上記のような乱暴な態度でAに接していた。被告人は、同日午後6時ころ、Aに食事をさせた後、薬を与えようとしたところ、Aが薬を投げ捨てるような態度をとったことに激高し、同日午後6時30分ころから同日午後7時ころまでの間、宮城県古川市a字b番地所在の自宅において、A(当時82歳)に対し、着ていた半袖シャツの胸倉等をつかんで、その顔面を数回殴打したり前後に激しく揺さぶるなどの表行を加え、その際、上記暴行に伴い床上に仰向けに倒れ込んだAの胸部等を同じく姿勢を崩して倒れ込んだ被告人が自己の手首から肘部付近で突くなどしたため、同人に多発肋骨骨折の傷害を負わせ、よって、同日午後8時ころ、同所において、同人を上記傷害による呼吸不全により死亡するに至らしめた。

(証拠の標目)省略

(事実認定の補足説明)

第1 争点

本件公訴事実の要旨は、要するに、被告人が判示罪となるべき事実記載の日時場所において、Aに対し、(1)その着用の半袖シャツの胸倉等をつかんで、その顔面を数回殴打し、前後に激しく揺さぶるなどした上、(2)床上に押し倒したAの胸部等に自らの腕部を強く打ち付ける((1)(2)は便宜付した番号)などの暴行を加え、これによりAに多発肋骨骨折による呼吸不全の傷害を負わせ、死に致したというものであるところ、被告人は、公判段階では、Aに対し上記(1)の暴行を加えたことはない認める(ただし、程度については争っている。)が、(2)の暴行は加えたことはない旨供述し、弁護人は、これを受けて、Aの致命傷となった多発肋骨骨折の原因となる暴行を被告人は加えていないから、被告人の行為と被害者の死亡との間には因果関係が認められないとして、被告人は傷害の限度で責任を負うべきであると主張する。

第2 被告人の捜査段階における供述調書とその信用性について

1 被告人は、捜査段階において、本件の犯行状況について大要次のとおり供述する。すなわち、「当日午後6時ころ、台所のテーブルで夕食をとった後、そのを飲むように言ったが、Aは嫌がり、薬を捨てるような態度をとった。私は、ような態度を見てカーッとなり、Aに対して乱暴を始めた。どのよいので、場でやったかははっきり覚えていないが、いすに座っていたAに対ので、着で殴りながら、薬を飲むように言い、それでも飲らせ、右手の平で飼をでいた。本半袖シャツの襟か胸元辺りを両手でつかんで立ち上がらせ、ないで高をツだった。本の勢いでAが倒れそうになるので、残たし、立っているもよたらであるで、また殴りつけた。Aは殴った勢いで倒れ込むAと一緒に倒れた。へのかんで無理矢理起こし、Aの顔や頭を手で叩いたり、『ちゃんと立てとどと言って前後に思い切り揺することを繰り返し、また、勢い余ってAが倒れ、

その身体の上に私も倒れ込むということが3回くらいあった。そのようにして倒れたときに、Aの胸倉辺りに私の手首から肘の辺りが当たり、そこに私の全体重がかかるということがあった。しかし、私がAの胸や脇腹辺りを踏みつけたとか、尻に敷いて体重をかけたとかはしていない。午後7時ころ、私の加えた暴行のためAは動けなくなった。Aのシャツをつかんで引きずってAの部屋に連れて行き、寝かせた。そしてテレビを見た後、気になって午後9時半ころ様子を見に行ったとき、Aが死んでいるのが分かった。そのときのAの位置は、私が引きずって部屋に連れて行ったときの位置と変わっていなかった。」というものである。

3 他方、被告人は、本件の状況について、公判段階においては「私は、シャツの襟首付近をつかんで立ち上がらせようとしたが、シャツが脱げてしまい立たとしたがった。したがって、Aが床上に倒れるということもなかった。シャツの襟をつかんで前後に揺すったのも、せいぜい10センチメートルということもなかった。キメートル程度の幅で、調書に書いてある二、三十センチメートルということはい。Aが食事を終えた後は、私がAの肩を支えながら寝室に連れて行ったもので、Aを引きずって行ったことはない。Aが寝室で寝ているのを確認した後、テレビの野球中継を午後9時30分ころまで見ていたが、寝ようと思い洗面所に行ったところ、Aが浴室で倒れているのを発見した。私は、浴室で倒れているAが可哀想になり、寝室まで引きずって連れて行ったのである。」旨、前記1と異なる供述をする。

しかし、上記の公判供述は、被害者着用のシャツが著しく破れていることや、被告人とAの二人しか居住していない犯行現場において、一日から半日以内の間に数回の比較的短時間の打撃が与えられたことを原因とする多発肋骨骨折がAに生じた理由について合理的な説明が付かないこと、被告人は、公判段階では、本件前からの自己のAに対する暴行の態様について、捜査段階で認めていた暴行の一部を否認したり、その程度がさほど激しくなかったような供述をするが、Aの遺体に残された多数の傷害の部位・程度や被告人の両手背部の腫脹状況に照らし、到底納得のゆく説明とはなっていないこと、その他、被告人の公判供述は時間の経過によ

る記憶の劣化を考慮に入れても総じて具体性に乏しいことなどからすれば、被告人の公判供述は、捜査段階の供述調書に比して明らかに信用性が乏しいと言える。

4 なお、弁護人は、被告人の捜査段階の各供述調書につき、被害者の死亡により精神的に動揺していた上、捜査官から強く誘導されたために作成された供述調書であって、信用性に疑義があると主張し、被告人も公判廷において誘導的な取調べがあった趣旨の供述をする。しかし、取調べ状況やその時の被告人の心理状態等について、被告人は公判廷で結局曖昧な説明しかなし得ていない上、上記1から3に検討したとおり、捜査段階の供述の信用性は、情況証拠によっても強く支持されているのに対し、これと相反する唯一の証拠である公判供述は、そのような情況証拠と明らかに矛盾牴触するものであって、到底その信用性を左右するに足りない。第3 結論

以上からすれば、前掲各証拠により、前記第2の1の被告人の捜査段階の供述のとおり、被告人がAに対し前記第1の(1)の暴行を加え、その際、上記暴行に伴い床上に仰向けに倒れ込んだ被害者の胸部に姿勢を崩した被告人も倒れ込んで手や肘部を突くなどし、その結果、被害者に多発肋骨骨折を生じさせ死亡させたことは優に認定できる。ところで、被告人が倒れ込んだAの胸部に手などを突いた点は、上記捜査段階の供述によっても、Aに対して意図的に暴行を加えようとしたものとまでは認められないのであり、この点についても暴行の故意を伴う趣旨と解するのが自然である前記第1の(2)のような公訴事実の記載は、表現として適切を欠くと言い合意をである。他面、これは上記(1)の暴行からAの死亡の結果を生じる因果の過程にあることも明白であって、そのような因果の連関が存する以上、被告人に対してAの死亡の結果につき傷害致死罪の罪責を帰するのは当然の事理に属する。したがって、弁護人が、傷害の限度で責任を負うべきとする主張には理由がなく、判示のとおりの事実を認定した次第である。

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法205条に該当するところ、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役5年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中90日をその刑に算入することとし、訴訟費用は刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、老人性痴呆症の症状を呈していた父親に対し、暴行を加えて 死亡させたという傷害致死の事案である。

直接の犯行動機は、被害者がその身の回りの世話をする被告人の指示に思うよう に従わないことに苛立ちを募らせ、ついに激高して暴行を振るったというのであ る。しかし,判示のとおり,被告人が実母に代わり一人で被害者の介護に当たって いた期間はわずか3週間程度であり、いわゆる介護ノイローゼ等による犯行とは到底言えないものである上、被告人は、平素から酒に酔っては被害者に対し乱暴な振る舞いに及んでいたなど偶発的犯行とも評し難く、総じて経緯に同情の余地はな い。また、被害者が高齢で体力も衰えており、痴呆症のため被告人の指示に従えな い常況にあることを理解することなく、感情の赴くまま暴行を加えたものであっ て、およそ弱者へのいたわりを欠いた自己中心的かつ短絡的な動機は厳しい非難に 値する。犯行態様も、被害者と二人きりの誰にも助けを求めることができない状況 下において、苦痛を訴え、暴力をやめるように懇願していた無抵抗の実父に対し その着用していた下着がボロボロに破れ、自己の手が腫れ上がるほどの激しい暴行 を振るったものであり、人倫にもとる冷酷非道な所業である。前記補足説明で触れ たとおり、致命傷となる多発肋骨骨折自体は、被告人の意図的な攻撃で形成された ものではない余地を残しているというものの、上記のような暴行の態様自体、被害者の生命を脅かす現実的危険性を帯びていたことは明らかであり、この点が被告人 の刑責をいささかも減じるものではない。そして、尊い人命が無惨にも奪われたという結果の重大性は言うまでもなく、痴呆のため事態を了解し得ていなかった可能性はあるものの、実の息子から暴力を振るわれ、死亡させられた被害者の無念は察するに余りある。さらに、不安を抱きながら被告人に介護をゆだねざるを得なかった。近親者とは、本体の翌月には被害者を介護権恐に入所させることが決害。ていた た近親者らは、本件の翌日には被害者を介護施設に入所させることが決まっていた 中で、その不安が現実のものとなってしまったことに大きな精神的打撃を受けてい る。以上からすれば、被告人の刑事責任は誠に重い。

他方、被告人は、被害者に対する行為の一部につき否認しているものの、被害者 を暴行を加えて死に致したこと自体については、一生をかけて償っていきたいと述 べるなど反省の情を示していること、被害者の妻である被告人の実母が被告人に対 する寛大な処分を嘆願していること、被告人の叔父が被告人の社会復帰後の監督を誓約していること、被告人には20年以上前にさかのぼる罰金前科1犯のほかは前科も見当たらないことなど被告人にとって酌むべき事情も認められる。

よって, 主文のとおり判決する。 (求刑—懲役6年)

裁判長裁判官 前 田 巌

裁判官 佐々木 直 人

裁判官 目 黒 大 輔